

播磨町 高齢者等タクシー料金助成制度

播磨町の高齢者及び要介護・要支援認定を受けた方の移動を支援するため、播磨町高齢者等タクシー料金助成券を交付します。

令和8年度の対象者の方

以下の①または②の方が対象者です。

- ①令和8年4月1日現在播磨町に住所があり、昭和26年4月2日以前に生まれた方
- ②要介護・要支援認定を受けている、もしくは要介護・要支援認定を令和8年度中に受けた方（申請時点に播磨町に住所がある方）

助成金額と交付枚数 ※有効期間：助成券が到着した日～令和9年3月31日

1枚700円（1回の乗車につき、複数枚利用可。ただし、おつりは出ません）

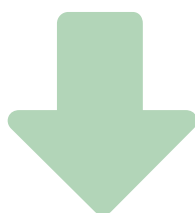
- ✓ 年度ごとに一人につき12枚 8,400円を上限として交付
- ✓ 申請月から3月までの月数分を交付

※申請受付時期によって助成券を交付できる枚数が異なります

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間交付枚数	12枚	11枚	10枚	9枚	8枚	7枚	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

申請手続きに必要なもの

- ①申請書 ②身分証明書の写し ③印鑑（自署の場合は不要）



申請書受付後、後日、助成券を郵送します。



助成券の不正使用の禁止

- ✓ 助成券は他人に譲渡しないでください。
- ✓ 不正利用が発覚した場合、以後助成券の交付は受けられません。
- ✓ 助成券を紛失した、盗難にあった、破損・汚損した場合は、速やかに播磨町保険課へ届け出を行ってください。

※原則、助成券の再発行はいたしませんので、取り扱いには十分ご注意ください。（破損・汚損の場合は、助成券と交換により再交付ができます。）

利用方法

以下のすべてを満たす場合に、助成券が利用できます。

- ✓ 乗車地または到着地が播磨町内であること
- ✓ 播磨町と契約しているタクシー業者を利用すること
- ✓ 1回の利用運賃が700円以上であること

利用条件

- ① 「助成券」をタクシー運転手へ提出
- ② 不足分の料金（現金等）を支払う

※「播磨町福祉タクシー利用券」（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方が対象）と併用ができます。

※利用枚数の上限はありませんが、助成券は1回の利用運賃が700円以上の場合に1枚、以降追加料金が700円加算されるごとに1枚ずつ利用可能です。

※助成券は「運賃」に対してのみ利用できますので、介護タクシーを利用する場合の「介助料」や「資機材使用料」には利用できません。

※タクシーは個人との契約で運行する公共交通機関です。助成券をお持ちの方が複数人で乗車された場合でも、利用できるのはどなたかお一人の助成券です。

助成券は運転手の方が記載しますので、ご自身では何も記載していただく必要はありません

助成券の返還

次のいずれかに該当するときは、助成券を返還してください。

- ✓ 利用者が死亡、転出したとき
- ✓ 助成券が不要となったとき

※助成券は死亡日、播磨町外への転出日以降は利用できません

※返還日以降に使用されたことが確認された場合、返金を求めることがあります



【お問い合わせ】

播磨町役場 保険課 地域包括ケア係

☎ 079-435-0313